

# いじめ防止基本方針

＝笑顔いっぱい いのちかがやけ花園の子のために＝

令和6年10月改定

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が示されて3年が経過し、必要な措置を講ずるとされていることから、平成29年3月、基本的な方針の改定が実施されました。

これを受け、北海道においても、「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づき、平成30年2月、令和5年3月に基本方針の改定が行われました。

また、小樽市では、児童の尊厳を守るために、家庭や市民とともに、いじめの問題に真剣に取り組めます。そして、この取組が、人権に対する理解を深め、地域社会全体で、いじめのような人権侵害から児童を守る意識の高揚につながるよう、「小樽市いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに「小樽市いじめ防止基本方針」が定められました。また、小樽市においても、国・道の動向を踏まえ、令和6年9月に基本方針の改定が行われました。

これに基づき、花園小学校では「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「小樽市立花園小学校いじめ防止基本方針」を改定しました。

## 本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

＜いのちの教育を基盤にして＞

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

## I いじめ問題に対する基本的な考え

すべての児童が「いじめは絶対に許されないこと」という認識を持ち、いじめを受けた場合、心や体に深刻な影響があることを理解しておくことが重要である。その上で、すべての児童がいじめを行わず、また、いじめを知っていながら放置せず、周りみんなの力で止めていくことが必要である。この基本方針では、学校の内外を問わずいじめが行われなくなり、児童が安心して過ごせるようにすることを目指すものである。

また、いじめが発生した場合、学校や家庭、関係機関と関係者が連携し、まず、いじめを受けた児童の保護の重要性を認識し、その手だてを用意し、いじめの早期の解決を目指す。

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

## 2. いじめの基本認識

### （1）いじめの理解

①いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

②インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

③児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

④「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

⑤児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ \*1」や「多様な背景を持つ児童生徒 \*2」、「発達障がいを含む障がいのある児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

\*1「性的マイノリティ」とは、LGBT L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

\*2「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

## (2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## Ⅱ いじめ未然防止

「いじめ」問題では、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが重要である。そのためには、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める必要がある。また、「いじめは、どの学級にも学校にも起こる可能性がある」「いじめ見逃しゼロ」という認識を全ての教職員がもち、児童の好ましい人間関係を築き、児童の豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があり、児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性を把握し、年間を見通した予防的、開発的な計画を立案し、実施する必要がある。

＜児童に対して＞

- ・ 多様性を認め互いに支え合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。

- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導するとともに、いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりに努める。
- ・ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。  
その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対して必要な組織的指導をする。

#### ＜教員に対して＞

- ・ 教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級活動の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### ＜学校全体として＞

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ 学校独自のいじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・ 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、生活習慣の改善とインターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

#### ＜保護者・地域に対して＞

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA役員会、学校評議員会で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・ 児童のインターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進をお願いする。

### Ⅲ いじめの早期発見

「いじめ」は、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが大切である。「いじめ」は、教職員や大人が気づきにくいところで発生し、潜在化していくことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、「いじめ」を

見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報を収集することが大切である。

重大事案に至った「いじめ」の多くは、誰ひとり何も気づかなかったというより、些細な変化や情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化している。「早期発見」「早期認知」「早期対応」を心がける。

## 1. 教職員の気づき

### ①児童の立場に立つ

児童一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権意識を磨き、児童の言葉を受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

### ②児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高める必要がある。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

### ③児童の様子を記録化する

一例として、児童の様子に気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を、付箋などに簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。そうして得られた目撃情報などを日々集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制を作ることが大切である。

## 2. いじめ発見のきっかけ

「いじめ」の発見のきっかけについて、小学校においては、教職員が発見する場合、担任による発見が多い。中学校では、教科担任制もあり、担任以外が発見が多い。また、アンケート調査や本人からの訴えが、きっかけになるのは、中学校に比べて低い。ほとんどの場合は、保護者からの訴えによるものである。小学生が、自分から「いじめ」を訴えてくる場合、相当深刻な段階であることが多い。

## 3. いじめの態様

「いじめ」の態様について、その行為が犯罪性を帯び、児童相談所への送致も考慮される場合は、その加害者から被害者を守り通す毅然とした対応が必要である。

※具体例

- ・冷やかす、からかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる。
- ・仲間ずれ、集団による無視。
- ・遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたり、ぶつかられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・脅されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンやスマホで誹謗中傷を受けたり、嫌なことをされたりする。

これらについては、刑罰法規に抵触するものも多く、関係機関への相談・通報が必要となる。

## 4. 見えにくいいじめの認識

### ①「いじめ」は大人の目の届かないところで発生している

「いじめ」は大人の目の届かない時間や場所を選んで行われている。

ア無視や中傷メールなど、客観的に状況を把握しにくい形態で発生する。

イ遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、少年団などの練習のふりをして発生する形態がある。

## ②「いじめられている」児童からの訴えは少ない

親に心配をかけたくない、「いじめ」を受けている自分はダメな人間だ、訴えても大人は信用できない、訴えたらその仕返しが怖い、という心理が「いじめ」を受けている児童にはたらく。

## ③ネット上の「いじめ」は最も見えにくい

ネット上で「いじめ」にあっている兆候は学校でほとんど見えない。家庭で、「メール着信があっても出ようとしない。」「最近、パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、「いじめ」にあっている可能性があることを保護者に伝え、「いじめ」が疑われる場合は、即座に学校へ連絡するように依頼しておく必要がある。

# 5. 早期発見の手立て

## ①日々の観察～児童のいるところに、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の清掃などの機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童とともに過ごす機会を積極的に設けることは、「いじめ」の発見に効果的である。また、教室には日常的に「いじめ」の相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

また、目に見えにくいタイプの「いじめ」や暴力を伴わない「いじめ」の場合、アンケートや個人面談などが有効である。

## ②日々の観察の視点～集団を見る視点～

発達段階からみると、児童は中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期であることから、その時期に「いじめ」が発生しやすくなる。その時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また気になる言動がみられた場合、グループに対して適切な指導を行い、正しく導くことが大切である。

## ③心のつながり～言葉のやり取りから生まれる信頼関係～

必要に応じて、気になる児童には日記や交換ノートを書かせるなどして、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にすることで、互いの信頼関係が構築される。ほめたり、励ましたりする温かい言葉や前向きな言葉が、担任への信頼を増していく。気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。また、日常生活の中で、教職員の声かけや児童とともに遊ぶなどして信頼関係を形成し、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが大切である。

# 6. 相談しやすい環境

児童が、教職員や保護者へ、「いじめ」について相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側からは、「チクった」と責められ、「いじめ」の対象になったり、さらに「いじめ」が助長されたりする事態も考えられる。そのことを教職員が十分に認識し、その対応については、細心の注意を払うべきである。不用意な対応が、その後の教職員への不信感を生み、「いじめ」が潜在化したり、情報が入らなかったりする事態を引き起こす。

また、教職員の気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性\*7の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

\*7 組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫」と思えるなど、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠。

## Ⅳ いじめの早期対応

### 1. いじめ対応の基本的な流れ

「いじめ」の兆候を発見した場合には、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を取ることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、関係者が一人で抱え込むことなく、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

#### 「いじめ」情報のキャッチ

- ① 「いじめ対策委員会」の設置。
- ② いじめにあっている児童の安全確保。  
(登下校・休み時間・清掃時間・放課後等)

#### 詳細で正確な実態把握

- ① 当事者双方、周りの児童から個々に聞き取り。
- ② 関係教職員と情報を共有し、正確に事態を把握する。

#### 指導体制・指導方針決定

- ① 指導のねらいを明確にし、共通認識・理解を図る。
- ② 対応する教職員の役割分担を考える。
- ③ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

#### 児童への指導・支援と保護者との連携

- ① いじめられた児童を保護し、心配や不安を除く。
- ② いじめた児童には、相手の痛み、苦しみに気づかせ、けっして許されないことという人権意識をもたせる。
- ③ 直接会い、誠意ある態度で接し、具体的な対策を示し、協力と援助をお願いする。

#### 事後の対応

- ① 継続的な指導や支援を行う。
- ② カウンセラーなどを活用して心のケアを行う。
- ③ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

## 2. いじめ発見時の対応

「いじめ」を認知した教職員は、その時に、その場で、「いじめ」をやめさせるとともに、「いじめ」に係る関係者に適切な指導を行わなければならない。合わせて、直ちに学級担任、学年主任、生活係に連絡し、管理職に報告する。

### ①いじめられた児童・知らせてくれた児童を守り通す

いじめられていると相談に来た児童や、「いじめ」の情報を伝えに来た児童から話を聞く場合には、他の児童の目に触れないよう、相談場所、時刻には慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめている児童といじめられている児童を別の場所で行うことが基本である。

状況によっては、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後においても教職員の目の届く体制を整備する。

### ②事実確認と情報の共有

「いじめ」の事実確認においては、行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者の対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則として、管理職などの指示のもとに教職員間の連携と情報共有、情報交換を適時行う。

#### 把握すべき最低限の情報

- 誰が誰をいじめたのか（加害者と被害者の確認）
- いつ、どこで発生したのか（場所と時間の確認）
- どんな内容の「いじめ」か、どんな被害を受けたのか（内容の確認）
- 「いじめ」のきっかけは何か（背景と要因の確認）
- いつ頃から、どのくらいの間続いているのか（期間の確認）

## 3. いじめが起きた場合の対応

### ①いじめられた児童のケア

ア児童に対して

- 事実を確認し、児童のつらい気持ちを受け入れ、共感することで児童の心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守り抜くこと」「必ず解決できること」を伝える。
- 継続的に、自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

イ保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

## ②いじめた児童のケア

### ア児童に対して

- いじめた気持ちや状況などについて聴き、児童の背景、環境にも配慮し指導する。
- 心理的な孤独感、疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であること、いじめられる側の気持ちを考えることを認識させる。
- 複数の教職員が経過観察を行い、児童の変容ぶりや指導の効果を確認したり、新たなケアを考えたりする。

### イ保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめが人として許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事態の重大さを認識させて、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

## ③周囲の児童のケア

ア当事者だけの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、「いじめ」の傍観者から「いじめ」を抑止する仲裁者、報告者への転換を促す。

イ「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。

ウ囃し立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、「いじめ」の肯定であることを理解させる。

エ「いじめ」を訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

オ「いじめ」に関するマスコミ報道や、体験事例などの資料をもとに「いじめ」について話し合い、自分たちの問題として意識させる。

## ④継続した指導

ア「いじめ」が解消したとみられる場合でも、引き続き観察を怠らず、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

イいじめを受けた児童とは、教育相談、日記、手紙などで関わり、その後の状況を把握する。

ウいじめを受けた児童、加えた児童の良さを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的に関わり、前向きな気持ちを引き出したり、自信をもたせたりする。

おいじめを受けた児童、加えた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

カ「いじめ」の発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、「いじめ」のない学級づくりへの取組を強化する。

キ個々の児童の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、学習の場や機会を工夫する。

ク他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付けるようにする。また、児童同士が、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他の人の役に立っている、他人から認められているという「自己有用感」を獲得できるようにする。

コストレスを生まない学級づくりを進める。また、少しくらいのストレスに立ち向かう自信や他者の尊重、他者への感謝の気持ちを高め、ストレスをコントロールする力を育む。

## V インターネット上のいじめへの対応

### 1. インターネット上のいじめとは

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

※匿名性により、自分だとわからなければ、何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、心理的ダメージが大きい。

- SNSから発生したいじめ

友達数名に限定したサイト（SNS）だからと安心して、掲示板に友達の悪口を書いた。それを別の友達がコピーして他の掲示板に載せた。悪口を書いた本人に大量の誹謗中傷が書き込まれた。

※掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、利用されやすい。

スマートフォンで撮影した画像の位置情報から自宅などが特定される。画像の掲載は情報流失の可能性がある。

- 動画共有サイトでのいじめ

遊びと称してプロレス技をかけられた過激な映像が、動画共有サイトに投稿された。

※流失した個人情報は、回収することが困難であり、不特定多数の者に流れたり、アクセスさ

### 2. 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導が不可欠で、保護者と緊密に連携・協力して、双方で指導を行うことが重要である。

#### ①保護者会等で伝えたいこと

未然防止の観点から

○児童のパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話をもたせる必要性について検討すること。

○インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流失するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

○「インターネット上のいじめ」は、他の様々な「いじめ」以上に児童に深刻な影響を与えているという認識をもつこと。

早期発見の観点から

○家庭では、メールを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば、ためらいなく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

#### ②情報モラルの指導

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

○発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

○匿名でも書き込みをした人は、特定できること。

○違法情報や有害情報が含まれていること。

○書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

○一度流失した情報は、簡単に回収できないこと。

### 3. 早期発見・早期対応のために

#### ①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像などへの対応

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応など、具体的な方法を、児童、保護者に助言し、連携を取って取り組む必要がある。

学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

#### ②学校にネットパトロール用のパソコンを配置し、誹謗中傷や不適切な書き込みがないかどうか、見守り活動を推進する。

## VI 具体的な対応(再掲を含む)

### 1. いじめの防止等のための組織

#### 資料1

いじめの問題に関する情報を迅速に把握し的確な指導や対策を講じるために、これまで同様「いじめ防止委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置する。月一回の定例会とともに、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。また、その内容を職員会議において周知すると共に児童交流を行う。

また、個別に特別な対策を必要とする場合には、関係職員を構成員とした「いじめ・不登校対策会議」を開催し、対策を講じる。

#### 【構成員】

##### ○ いじめ防止委員会

校長 教頭 生徒指導担当 養護教諭 該当となる担任(担当者)

各ブロック4名（スクールカウンセラー）

##### ○ いじめ・不登校対策会議

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

#### 【活 動】

##### ○ 学校いじめ防止基本方針作成・見直し

##### ○ 年間指導計画の作成・見直し

##### ○ 校内研修会の企画・立案

##### ○ 調査結果、報告等の情報の整理・分析

##### ○ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

##### ○ 要配慮児童への支援方針決定

### 2. いじめの未然防止等に関する措置

#### 資料2

#### (1) いじめの未然防止

##### ①「気づき、考え、実行」する児童が主体となった活動（絆づくりの場）

○ 児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設け、児童の絆づくりを推進

○ 朝の見守り活動

○ 特別活動等での話し合い活動の充実

○ 朝のあいさつ運動の推進

○ 児童による集会の企画・運営（本年度は、学級毎にいじめについて考え、それをポスターにし、掲示）

## (2) 教職員が主体となった活動（心の居場所づくり）

- ①児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
  - ②菁園中学校との連携を益々強固なものとし、小中学校が同じ方向を向き、一人一人の実態に応じた「主体的で対話的な 深い学びのある授業」を展開する。
  - ③生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を意識した授業の改善を図る。
  - ④日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、「いのちの集会」において命の大切さを学ぶ機会とし、「教育相談日」を設け、児童に寄り添った相談体制づくりを目指す。
  - ⑤「いのちの集会」（年1回）をこれまで同様実施し、教育目標「笑顔いっぱい いのちかがやけ 花園の子」について考える。
  - ⑥「教育相談日」の設定（毎月1日）をする。
- (3) いじめの理解について、児童が学ぶ機会をする。
- ① 6・11月の本市におけるキャンペーンを利用し、「いじめをなくすための指導事例」や「望ましい人間関係づくりのためのソーシャルスキル」の紹介
  - ②「いじめ防止標語」の募集
  - ③いじめ防止サミットへの参加
- (4) 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指す。
- ①道徳の時間や特別活動、総合的な学習の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
  - ②月目標に応じた取組
  - ③関係機関の事業と連携した取組（標語やポスター制作等）
- (5) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
- ①ホームページや学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告

## 3. いじめの早期発見

- (1) いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有する。
- ①児童が発する具体的なサインの作成と共有 **資料3**
- (2) 「いのちの集会」及び「教育相談週間」を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
- ①「いのち・こころの日」及び「教育相談週間」の設定
  - ②いじめの相談（担任、養護教諭）の周知
- (3) いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象にアンケート調査を実施する。また、学級の実態に応じて適時アンケートを実施する。（記名式・無記名式での計画的実施）
- ①道の取り組み以外の学校独自のアンケートの実施  
(7・12・3月実施) (いじめアンケート9月)
  - ②「校長先生あのね」アンケート(校長室前に設置) 常設
  - ③市内一斉のアンケートの実施  
(いじめについてのアンケート 年間2回 6・11月)
  - ③「ほっと」(子ども理解支援ツール)の実施  
(5・9月)
  - ④いじめに関する相談や通報を受け付ける窓口として、小樽市教育支援センター及教育研究所について広く周知する。

- ⑤ 「いじめ防止委員会」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
- 「いじめ防止委員会」での情報の共有
  - 進級、進学時の情報の確実な引き継ぎ
  - 過去のいじめ事例の蓄積

#### （４）いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
  - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
  - いじめの事実について生徒指導担当・養護教諭等及び管理職に速やかに報告する。
- ② 情報の共有
- いじめの情報を受けた生徒指導担当・養護教諭等が、いじめを認知した場合は「いじめ防止委員会」の委員へ報告し、情報の共有化を図る。
  - 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- ③ 事実関係についての調査
- 速やかに「いじめ防止委員会」を開き、調査の方針について決定する。
  - 児童の聴き取りに当たっては、「いじめ防止委員会」の委員のほか、児童が話をしやすいよう担当する教職員を選任する。
  - 必要な場合には、児童への聞き取り調査を行う。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ④ 解決に向けた指導及び支援
- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
  - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
  - 事実関係が把握された時点で、「いじめ防止委員会」において、指導及び支援の方針を決定する。
  - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ防止委員会」「いじめ・不登校対策会議」で決定する。
  - 「いじめ防止委員会」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。
  - 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

## いじめられた児童とその保護者への支援

### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

### 【いじめられた児童の保護者への支援】

複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

## いじめた児童への指導又はその保護者への支援

### 【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- 児童やその保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が積極的ににかかわる。
- 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### ⑤ 関係機関との連携

- 校長はいじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行う。
- いじめられた児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、改善が見られない場合は、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応する。
- 児童の生命、身体又は財産への重大な被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

#### ⑥ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

#### ※ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ※ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

### （５）その他の留意事項

#### ① 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「いじめ防止委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

## ② 校内研修の充実

いじめ防止に係わる基本方針を活用した校内研修を定期的に（４・６・９・１１・１月）実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修等を計画的に実施する。

## ③ 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌（学校での仕事分担）を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

## ④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

学校評議委員会を活用し、いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

## ⑤ 家庭や地域との連携について

学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、内容を確認できるような措置を講じ、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにする。その際、ＰＴＡや学校運営協議委員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築する。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

## ⑥ 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけではなく、関係機関と一体となった対応をする。

### ○ 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

### ○ 警察との連携

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。

- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

### ○ 福祉関係との連携

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

### ○ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

一部改訂 令和３年 ４月 １日  
令和４年 ４月 １日  
令和５年 ４月 １日  
令和６年 ４月 １日  
令和６年 10月 30日